

児童扶養手当・

特別児童扶養手当について

〔児童扶養手当〕

ひとり親家庭（父または母が重度の障がい状態にある場合も含む）および、両親のいない家庭で支給対象児童を養育している方に対し、北海道より支給される手当です。

なお、所得制限などにより支給要件に当てはまらない場合があります。

〔特別児童扶養手当〕

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を監護している父母、または父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）している方へ、北海道より支給される手当です。障がいの程度によって1級と2級に分けられます。

なお、所得制限などにより支給要件に当てはまらない場合があります。

※各制度の詳しい内容については、町HPまたは左記の窓口まで問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

住民生活課児童係

☎0137-6212112



児童扶養手当



特別児童扶養手当

〈広告〉

司法書士法人・行政書士
やまびこ事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など
お気軽にご相談ください

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)

子育て支援センターからのお知らせ



参加者募集!

| 事業名 | ホッとサロン (不登校児の親・支援者の会) | 育児教室② 「絵本の紹介・遊び方」 | 育児教室③ 「救急講習会」 |
|-------|--------------------------|----------------------|------------------|
| 開催日 | 8月22日(金) | 8月28日(木) | 9月9日(火) |
| 開催時間 | 午後1時30分～3時 | 午前10時～11時30分 | |
| 対象 | 保護者、学校関係者、支援者 | 入園前のお子さんと保護者 | |
| 申込み締切 | 8月21日(木) | 8月21日(木) | 9月2日(火) |
| 申込み先 | | | |

各事業内容については、下記へお問い合わせください。

・二次元コード（参加申し込みフォーム）のほか、電話、来館にてお申し込みください。

【問い合わせ】子育て支援センター 相生町29-9 ☎0137-62-2573